

施策 29 人権の尊重

【施策の意図】

人権尊重の精神を養います。

【現状と課題】

「人権」とは、人間であるが故に、生まれながらにして当然に有する権利です。人権侵害の大きな要因の一つに「戦争」があります。本市では、その悲惨な体験を二度と繰り返すことのないように、昭和 62 年（1987 年）に「草加市平和都市宣言」を行い、平和の大切さを広く訴えるため、毎年、平和を願う市民団体との協働で、講演会、パネル展、映画会などの平和事業を実施してきました。

また、今もなお、様々な人権問題が存在していることから、全ての人々の多様性が尊重され、差別、偏見などによる人権侵害のない社会の実現をめざすため、令和 2 年 6 月 18 日に「草加市人権尊重都市宣言」を制定しました。

- 令和 4 年 4 月時点において、戦争を知らない戦後生まれの市民が全人口の約 9 割を占め、平和に対する意識の希薄化が懸念される中、「平和都市宣言」で掲げている世界の恒久平和などの理想の達成と趣旨の普及を図るため、市民団体と連携して講演会やパネル展などを実施する必要があります。
- 様々な人権課題の解決に向けて、「人権尊重都市宣言」の理念にもとづき、人権を侵害しない、人権侵害を絶対に許さない、という確固たる人権意識の醸成・高揚のさらなる推進を図り、一人ひとりが人権共生社会の理念を理解し、意識して行動する必要があります。
- 児童生徒一人ひとりの発達段階に応じた人権を大切にしよう教育を推進し、様々な人権問題に対する理解を深め、自ら解決しようとする児童生徒の育成に向け、子どもたちが主体的に考え行動できる人権教育に取り組む必要があります。また、全ての市民がお互いの人権を尊重しながら、ともに生きていく社会の実現が求められています。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、男女の差別や格差を解消し、家庭・学校・職場・地域などあらゆる場面で、固定的性別役割分担意識の是正、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、配偶者等からの暴力防止等の各種取組を推進する必要があります。
- 外国籍市民を含めた全ての市民が暮らしやすい「多文化共生社会」の実現に向けたまちづくりを推進する必要があります。

【施策の柱と方針】

(資料 15 p62-p63 修正案)

● 平和への貢献

- ◇ 平和都市宣言の趣旨の普及を図るため、講演会等の各種事業を実施し、テーマや内容を工夫しながら参加しやすい環境づくりを構築します。また、市内在住の中学生を対象に平和に対する理解を深めるため、平和大使派遣事業を実施します。

● 人権意識の啓発

- ◇ 人権共生社会の実現に向けて、市民、職員の人権意識の啓発を図るため、講演会や職員研修を実施するとともに、北足立郡市町同和対策推進協議会の各市町と連携し、人権フェスティバル、研修会を開催します。
- ◇ 地域の中で人権が侵害されないよう配慮するため、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員による人権相談を実施します。
- ◇ 性的少数者の困難や生きづらさの軽減につなげるため、パートナーシップ宣誓制度の周知啓発を図るとともに、性の多様性に関する理解の推進に取り組みます。

● 人権教育の推進

- ◇ 学校教育では、自他の大切さを認め合い人権を大切にしようとする教育を推進し、子どもの人権擁護の視点に立ち、基本的人権を尊重する意識の醸成・定着・高揚に努めます。
- ◇ 社会教育では、市民の学習機会の充実に努め、全ての人が相互に存在を認め合い、尊重し合う平和な社会の実現を目指します。

● 男女共同参画社会の実現

- ◇ 男女共同参画社会の実現を図るため、男女共同参画フォーラム等を開催し、テーマや内容を工夫しながら参加しやすい環境づくりを構築します。また、男女共同参画さわやかサロンにおいて、男女共同参画に関する情報発信や作品展及び講座などを実施します。

● 多文化共生社会の実現

- ◇ 国際相談コーナーのさらなる充実に努め、外国籍市民への行政サービスなどに関する課題解決に向けて取り組むとともに、国際化を推進しているボランティア団体への支援を行い、多文化共生社会の実現をめざします。

【関連分野別計画等】

草加市男女共同参画プラン 2021
草加市人権施策推進基本方針
草加市教育振興基本計画
草加市生涯学習推進指針

【SDGs との関連性】



施策 33 心と体の健康づくり

【施策の意図】

運動、栄養管理、疾病の予防、早期発見などを通して、市民の心と体の健康づくりを促進します。

【現状と課題】

保健・医療を取り巻く環境は大きく変化し、市民ニーズもますます高度化、多様化しています。急速な少子高齢化の進展や生活習慣病の増加などに伴い、健康寿命の延伸のため、特定健診やがん検診等の受診促進のほか、運動や食生活といった生活習慣の改善支援など、生活習慣病を予防する取組が重要となっています。

- 市民自らが健康づくりに取り組めるよう、健康づくりへの意識啓発を推進します。また、子どもから高齢者まで生涯にわたって健やかな食生活を送ることができるよう、食育の重要性と具体的な食や栄養に関する啓発を行うとともに、だれもが心穏やかに豊かに生活できるよう、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関係施策との有機的な連携を図り、心の健康に関する知識の普及啓発等を行います。
- 適切な健診（検診）の実施とあわせて、受診の周知や勧奨を行いさらなる受診率の向上に向けた取組が必要です。
- 生活習慣の改善指導、健康教室、健康相談等の実施により、生活習慣病予防や重症化予防など、一人ひとりの健康状態に合わせた医療や保健指導などにつなげられる取組が必要です。
- 子どもたちが健やかに成長・発達するとともに、安心して妊娠、出産、子育てをできるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。
- 感染状況に応じたワクチン接種体制の確保及び地域医療体制を支援するとともに、実施医療機関との連携や個別通知等の周知を行う等、感染症予防に向けた予防接種率の向上が必要です。

【施策の柱と方針】

- **生涯にわたる健康づくりの推進**
 - ◇ 疾病の早期発見・治療のため各種健診（検診）を実施するとともに、受診のさらなる周知や勧奨を実施します。

- ◇ 健康的な生活習慣への意識を高め実践に結び付けていくため、健康教育・健康相談等の充実を図り、市民自らが健康づくりに取り組めるよう、運動、食事等の体の健康づくりを推進します。また、自殺予防につなげていくため、世代や個々の環境に応じた情報発信の工夫等を行い、関係機関と連携を図りながら、心の健康づくりへの意識啓発を推進します。

妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実

- ◇ 子育て世代包括支援センター”妊娠出産相談室「ぼかぼか」”における相談や、乳幼児相談等の機会を通じて、相談者に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に行います。
- ◇ 子どもの健やかな成長、発達の支援として、充実した乳幼児健診等を実施します。

● 感染症対策の充実

- ◇ 各種予防接種を円滑に実施するため、実施医療機関との連携や個別通知等の周知を行う等、予防接種率の向上を図り、感染症予防に努めます。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症等の状況に応じた地域医療体制の支援、感染拡大防止を目的とした市民への啓発等を行います。

● 国民健康保険加入者の健康増進

- ◇ 特定健診対象者のうち特に 40 代～50 代の受診率が他の世代と比べて低い状況のため、若い世代の受診率を向上させるため、現状を把握し、他の市町村の受診勧奨通知の方法なども調査するとともに、独自の勧奨方法を構築します。

● 後期高齢者医療加入者の健康増進

- ◇ 後期高齢者健康診査を実施し、対象者全員への受診券の送付、広報等への掲載を行い、自身の健康状態への関心を高めるよう健康診査実施の周知や健診後の保健指導を介護予防と一体的に行います。

【関連分野別計画等】

そうか みんなで 健康づくり計画

【SDGs との関連性】

